令和８年度

先着順公募による敷島町一丁目籾池売却

実　　施　　要　　領

【物件番号：乙】

先着順での買受けを募集しています。

買受けを希望される方は、この実施要領をよく読み、
内容を十分に把握した上で、お申込みください。

※先着順での受付（申込受付順）となりますので、すでに売却が
決定している場合があります。その場合はご了承ください。

奈良市総務部

資 産 管 理 課

内容

１　売却物件 1
２　申込受付と質疑 1
３　地盤改良及び盛土工事資料の閲覧 2
４　申込資格 2
５　申込方法 3
６　現地説明及び調査について 4
７　契約保証金 4
８　契約の締結 4
９　売買代金の納付 4
１０　所有権の移転等 5
１１　物件の引き渡しについて 5
１２　公租公課について 5
１３　重複申込の禁止 5
１４　その他 6

ため池売却手続きについて（先着順）

奈良市（以下「本市」といいます）に存する敷島町一丁目籾池（もみいけ）につきまして、一般競争入札を実施しましたが売却にいたりませんでしたのでこの度、先着申込みにより売却します。この実施要領をよくお読みになり、物件調書や現地をご確認のうえお申込みください。なお、先着順での売却となりますのでお申込みされた時点で売却済みとなっている場合がございます。
（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）

１　売却物件（売却は、市の都合により中止することがあります）

(物件番号)	名称	所在	地番	地目	地積（㎡）	売却価格	契約保証金
乙	奈良市敷島町一丁目　籾池	奈良市敷島町一丁目	1069 番 1	溜池	9113.10	￥441,000,000	￥44,100,000
		奈良市敷島町一丁目	1069 番 2	堤塘	504.52		
		奈良市敷島町一丁目	1069 番 4	堤塘	83.60		
		奈良市敷島町一丁目	1102 番 4	堤塘	804.87		

※詳細は物件調書に記載。

２　申込受付と質疑

⑴　受付期間　令和９年１月１４日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで
午前９時から午後５時まで（正午～午後１時は除く）

※奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第３号）第１条に規定する市の休日を除きます。

※受付期間内に有効な申込を行った先着１名を第１順位者とします。契約資格の審査（資格審査完了までに３週間程度必要となります。）後、第１順位者を契約相手方とします。なお、資格審査の結果及びその他の次第で第２順位者が繰り上がる可能性があるので、３番目までの申込者についても受付します。

※申込期間中でも申込を中止することがあります。

⑵　場所　奈良市総務部資産管理課（奈良市役所　北棟５階）

※不備のある書類での申込には応じられませんのでご注意ください。

⑶ 質疑の受付

① 公募開始から令和８年１１月３０日（月）午後５時までに受信したもの

② 提出先

奈良市　総務部　資産管理課

E-mail：shisankanri@city.nara.lg.jp

③ 回答

令和８年１２月１１日（金）までに奈良市資産管理課のホームページ上で回答いたします。

※質疑の受付は上記メールアドレスのみです。

※受付期間外の質疑、電話による質疑には一切お答えいたしません。

※いただいた質疑と回答については奈良市資産管理課のホームページ上に公開します。

※質疑は【様式３】質疑書を用いて行ってください。

⑷ 抽選

複数人から同日に申込書が提出された場合は、抽選により順位を決定します。この場合、抽選実施日及び抽選の方法についてはあらためて連絡します。

なお、申込日初日の令和９年１月１４日（木）に複数人から申込書が提出された場合は令和９年１月２１日（木）１４時３０分に抽選を実施いたします。抽選実施時は原則、申込者全員の立会いの下、実施しますのでご承知おきください。

３　地盤改良及び盛土工事資料の閲覧

平成２９年に行った地盤改良及び盛土工事の資料が閲覧できます。

ただし、コピーは一切できません。当課の職員が許可した場合のみ、該当ページの撮影は可能とします。

⑴ 公開期間

公募開始から第三順位者が決定するまで

⑵ 場所

奈良市　総務部　資産管理課（奈良市役所　北棟５階）

４　申込資格

個人・法人を問わず申込できますが、次のいずれかに該当する場合は、申込資格がないものとします。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４又は奈良市契約規則（昭和４０年奈良市規則第４３号）第３条の規定により、本市において一般競争入札の参加資格がないと判断される者

⑵　暴力団及びその団体の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
⑶　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体
⑷　市町村税を滞納している者
⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
⑹　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
⑺　奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成１５年１月６日制定）又は奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成８年４月１日制定）に基づく入札参加停止を受けている者
⑻　その他市長が本物件に申込みすることを不適切と認める者

５　申込方法

申込者は、次に挙げる書類のうち、提出必要書類を申込時にすべてそろえて、資産管理課へ提出してください。提出方法は持参のみとします。

＜提出書類＞

⑴　ため池売却（先着順）申込書
⑵　宣誓書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書
⑶　印鑑登録証明書【原本】　（個人・法人）
⑷　住民票の写し【原本】　（個人の場合）
⑸　登記事項証明書（現在事項全部証明書）【原本】（法人の場合）
⑹　納税証明書（令和６，７年度個人又は法人住民税）

・共同購入の場合
⑺　共同購入者持分内訳書兼委任状
⑻　上記⑵から⑹の書類については、共同購入者全員分

・代理人が手続きする場合（上記＜提出書類＞に加えて必要）
⑼　委任状

⑽　代理人(受任者)の公的機関発行の証明書（運転免許証・保険証・旅券などの写し）
※提出いただいた書類は、返却できません。
※上記書類は、発行日から３ヶ月以内の原本に限ります。

６　現地説明及び調査について

現地説明は行いません。また、物件調書の記載事項は調査時点における一般的な調査内容を列挙しているものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ず現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。

７　契約保証金

お申込みがあってから資格審査を経て売却決定通知書を発行いたします。契約保証金として売却決定の通知から７日以内に、「１　売却物件」に記載の契約保証金を、市が発行する納付書又は口座振込により納付しなければなりません。
⑴　契約保証金は、売買代金の一部として充当します。
⑵　本件契約締結後、売買代金残金が納付期限までに納入されない場合、契約は解除となり、納付された契約保証金は本市に帰属することとなり返還いたしません。

８　契約の締結

本物件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、奈良市議会における契約議案の可決を経ることが売買契約締結の条件となります。そのため、売却決定の通知日から７日以内に議案可決後の本件契約締結を約する仮契約を締結するものとします。なお、議決を得られなかった場合には、本件契約は効力を失うものとし、本件契約が効力を失ったことに関して、本市は一切の責任を負いません。

また、売買契約の買受人は、必ず「申込者」名義としてください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」を買受人としてください。「申込者」以外との契約はできませんので、ご注意ください。
※契約の締結に要する費用は買受人の負担となります。

９　売買代金の納付

売買代金残金は、本市が発行する納付書または指定口座への振込により納付期限までに納付しなければなりません。

※本物件は契約を締結するために議決を要するため議決後約１か月程度が納付期限となります。

１０　所有権の移転等

本契約後、買受人が売買代金全額の支払いを完了し、本市がこれを受領したときに、買受人に移転するものとします。

⑴　売買代金の完納を確認した後、本市が所有権移転登記を行います。

⑵　所有権移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。課税標準価格はお伝えしますので買受人自身で登録免許税を算出し、納付の上、領収書を本市に提出してください。

１１　物件の引き渡しについて

所有権移転と同時に現況有姿で引き渡しがあったものとし、現地での引き渡しは行わないものとします。

１２　公租公課について

所有権移転後、買受人名義で賦課された公租公課は、買受人の負担になります。

１３重複申込の禁止

⑴　申込みは、１者につき１件に限ります。共同購入の構成員として申込みを行う場合も

１件と数えます。

⑵　次のいずれかの関係にある者(以下「関係者」といいます。)は、いずれか１者しか申込みを行うことができません。

①　資本関係

(ア) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第２条第４号の親会社と同条第３号の子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

(ア) 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の法人の役員が、他方の法人の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 個人と、その個人が役員を務める法人の関係にある場合

③　その他

（ア）同一の者が複数の申込者の代理人となる場合

（イ）その他、上記ア又はイと同視しうる関係があり、実質的に同一の者による申込みであると市が認める場合

⑶　⑵イの「役員」とは、株式会社の取締役、執行役、持分会社の業務を執行する社員、一般社団法人・一般財団法人の理事、その他これらに準ずる者をいいます。

⑶　⑴又は⑵に違反した申込みは、関係者の申込みをすべて無効とします。
抽選・順位決定後又は売却決定後に判明した場合も同様とし、売却決定を取り消します。
契約締結後に判明した場合は、契約を解除することがあります。

１４　その他

⑴　本契約を締結した物件については、売買の内容（物件所在地、数量、買受人（個人にあっては「個人」と記載）、法人にあってはその名称、契約金額）を公表いたします。

⑵　物件の引き渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に現地を確認してください。図面が現状と相違している場合は、現状を優先します。なお、本物件引き渡し時に敷地内に残存する残置物等をあわせて引き渡しますので買受人において処分等をしてください。

⑶　本契約成立の時から本物件の引渡しの時までに、本物件が、双方の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損したときであっても、買受人は、その滅失又は毀損を理由として、本市に対し、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。この場合において、買受人は、売買代金の支払いを拒むことができません。

⑷　越境物等の処理については、本市では関与いたしませんので、隣接者と協議していただくこととなります。契約後に判明した場合も同様です。

⑸　本物件を引き渡した後においては、本物件に関して契約不適合が判明した場合でも、 本市は一切の責任を負いません。